

固定資産価格決定通知書の 取扱いにかかる一部変更について

高岡市内の不動産(土地・建物)の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な「固定資産価格決定通知書」の発行のうち、価格の決定されていない未評価の土地については、平成 28 年1月より、下記のとおり一部変更点がありますので、お知らせします。

①申請書の変更

「近傍類似地価格調査依頼書」に記載し、高岡市役所2階 資産税課に提出してください。同依頼書を FAX 送信して申請することも可能です。

②交付日の変更

翌日、近傍類似地の地番と価格(単位面積あたり単価)を記載してお渡しします。

※提出時には申請地の位置を明記した住宅地図・公図等を必ず添付してください。

※表題登記及び分合筆登記の場合は、併せて登記簿の写し及び地積測量図の写しを添付してください。